

第46回（令和3年度第7回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.6.17 PM1:40～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・
登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県保健医療部 小松原副部長・飯澤副課長・利根川主査

金井会長

本日も県担当者に出席いただいている。説明をお願いする。

飯澤副課長

資料1について説明する。資料1は、自宅療養者等健康観察業務マニュアルである。2週間にわたり各郡市医師会をまわり、様々のご意見、ご提言をいただき、作成したものである。明日（6/18）から手挙げいただく医療機関を募る予定であるが、本マニュアルを参考に判断いただきたいと考えている。2ページは本マニュアルに記載している内容で、本事業の趣旨、登録医療機関の手続き、登録医療機関にお願いしたい業務内容、HER-SYSの利用について、それから県が民間に委託して6月15日に契約をした県宿泊・自宅療養者支援センターについて記載されている。

まず、4ページの本事業についてであるが、協力医療機関の募集については、18日の金曜日からまず2週間を第1次募集とさせていただいた。7月7日から事業をスタートしたい。募集期間が短いため、手挙げのない地区もあると予想されるため、その場合にも手挙げいただいた医療機関に負担がかからないように、保健所やセンターでフォローさせていただく。手挙げいただいた医療機関の公表はしない。5ページ以降の登録手続きについて説明する。6ページは委託料についてである。医療機関協力金と健康観察実施料、医療機関選定料がある。7ページは各委託における支払いまでの流れをまとめたものである。登録については、協力金と観察実施料については、電子申請としている。その後、契約を締結する。医師会員については、県医師会と県で集合契約を、非会員については個別契約とする。報告と請求については、今後ホームページに様式を示させていただく。8ページは委託料について、質問があったものである。患者を受け入れなかった場合の

協力金については、健康観察の準備のための費用と考えているため、仮に感染状況等により患者の受け入れがなかった場合でも、お支払いする。今回、本事業が予算の都合で9月末までとなっているが、その後感染状況により延長になっても、その場合には上乗せはない。健康観察業務に必要な体制としては、条件としており、例えば健康観察に必要な聞き取り項目の整理、HER-SYSの研修、院内マニュアルの作成等々を想定している。委託料の支払時期については、請求をいただいた後、1カ月程度を目安に指定口座にお支払いする予定である。実績に基づく部分については、7月から9月の実績に基づき、3カ月分を一括でお支払いする予定である。10ページは医療機関の皆様にお願ひしたい業務である。もし、外来診療や往診を実施していただける場合は、県から個人防護具を提供できることとなる。11ページ以降は健康観察についてである。12ページは健康観察の対象となる患者であるが、現在患者数が減ってきているため、仮に新規陽性患者数が1日100名だった場合と下方修正しており、その場合、1カ月600人が対象として想定され、600医療機関に手挙げしていただくと、1医療機関1カ月に1人ということとなる。13ページ、14ページは業務のフローとなる。13ページは県が委託したセンターが医療機関を選定する場合、14ページは郡市医師会に選定をお願いする場合となっている。15ページは担当していただく患者さんの割り振りの考え方を整理した。基本的には、地域の患者さんを身近な医療機関に診ていただきたいというのが本事業のコンセプトで、そのた、検査をしていただいた医療機関も含め、かかりつけ患者かどうにかかわらず、患者さんの引き受けをお願いしたいと考えているが、強要するものではない。特定の医療機関に負担が集中している場合、診療科の関係で患者を受け入れられない場合、多忙等、医療機関の事情で受け入れが困難な場合等はセンターが対応する。16ページは先生方に提出をする情報収集シートに含まれる患者情報である。17ページは健康観察の進め方である。健康観察は、午前、午後各1回お願いしたい。使用する機器については、電話以外でもZOOMなどのビデオチャットやテレビ電話でも、可能であるということである。健康観察については看護師でもよいが、できれば1日1回は医師にお願いしたい。18ページは健康観察終了後のフロー、19ページは健康観察延長時のフローとなる。20ページは健康観察の期間であるが、健康観察をお

願する際に終了予定日をお知らせする。途中で症状が出てしまった場合等、判断に迷われる場合はセンターに連絡いただければと思う。21ページに保健所の考え方を記載したので、参考にいただければと思う。22ページは休診日における対応をフローにした。休診日の前日に健康観察が終わったらセンターに連絡いただき、翌日はセンターで対応する。休診日翌日にまた医療機関に引き継ぐ形となる。23ページは患者さんの応答がない場合のフローである。基本的に何度か連絡し繋がらない場合は、センターに連絡いただきたい。最終的には、保健所が患者さんの安否を確認する。24ページ以降は体調不良時の対応についてまとめた。診療については電話診療を想定しているが、対面診療や往診でも可能である。保険証情報は予めセンターで収集し先生方に提供する。また、健康観察と保険診療の境界であるが、保険診療はあくまで患者さんの申し出によるもので、患者さんから電話をいただくか。これから診療に移行することを患者さんに了解いただくこととなる。患者さんからの問い合わせは診療時間内だけで大丈夫である。26ページは電話診療をする場合の手続き等をまとめたので、ご一読いただきたい。27ページは薬の処方について整理した。県薬剤師医師会に配薬できる薬局と宅配便が可能な薬局のリストを作成いただいている。完成後、手挙げ医療機関にリストを提供する。コロナ関係の薬は公費負担となるが、それ以外は公費の対象とならない。28ページは入院のフローであるが、患者さんの容態が悪化し、入院する場合には先生方からセンターに連絡いただきたい。その後はセンター、保健所で対応する。31ページは普段センターで無症状の者を診ていてその方の体調が悪化した場合のフロー、32ページはホテルにいる方の体調が悪化した場合のフローとなる。34ページは濃厚接触者の対応である。濃厚接触者については、先生方には最初に濃厚接触とわかった際の検査と途中で体調が悪化した際の検査・診療をお願いしたい。濃厚接触者への健康観察は含まれていない。現状と同様である。濃厚接触者の範囲については、基本的には患者さんの同居の家族に限らせていただく方向で考えている。医療費の自己負担について、濃厚接触者は患者でないため、検査料と判断料は公費負担となるが、初診料等は公費負担にならないため、患者さんの自己負担となる。38ページはHER-SYSについてであるが、情報共有のツールとして有効なため活用したいが、入力が困難であるという話しを多数いただい

ているため、センターで代行入力できるようにしたい。また、マニュアルも作成中である。40ページは民間委託するセンターの概要である。

続いて資料2であるが、これは、手挙げ医療機関について、改めて
郡市医師会にご協力いただけるかアンケートを取るものである。

金井会長

この事業は感染爆発が起きた時の準備と考えていただきたい。現時
点では、かなり少ない数となるはずである。

**自宅療養者等健康観察業務マニュアル
(概要版)**

**令和3年6月●日
埼玉県感染症対策課
Ver.1**

目次

1	本事業について	3
2	協力医療機関の手続き等	5
3	医療機関の皆様をお願いしたい業務	9
3-1	健康観察	11
3-2	体調不良時の対応	24
3-3	濃厚接触者の検体検査等	33
4	HER-SYSの利用	37
5	埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターについて	39

1 本事業について

本事業について

1 目的

今後の感染拡大に伴う患者の急増を見据え、宿泊療養・自宅療養者に対する医療提供体制を強化し、療養時の安全性を高める。

2 概要

- ▶ 自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を、診療・検査医療機関等のかかりつけ医（以下、協力医療機関）に委託。それ以外の自宅療養者の健康観察業務は、新設する埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター（以下、センター）に委託し、保健所は積極的疫学調査等に注力。
- ▶ 宿泊療養者・自宅療養者に対する健康観察の結果、必要に応じて、協力医療機関が電話診療等を行い、療養期間中の安全性を高める。

3 協力医療機関の募集（第1次）

6月18日（金）～7月2日（金）

※7月3日以降も随時応募を受け付けますが、まずは7月2日まで
に手を挙げていただいた協力医療機関で事業をスタートします。

4 事業期間

7月7日～9月末まで（感染状況により延長の可能性あり）

5 その他

- ▶ 協力医療機関が少ない地域では、協力医療機関の負担を軽減するため、保健所やセンターが一部の患者を担当します。
- ▶ 協力医療機関の名称は公表しません。

2 協力医療機関の登録手続等

本事業における委託料

1 医療機関協力金

健康観察の実施体制を整えた上で手上げをしていただいた医療機関

： 1医療機関当たり50万円(税込)

2 健康観察実施料

自宅療養者の健康観察をしていただいた医療機関

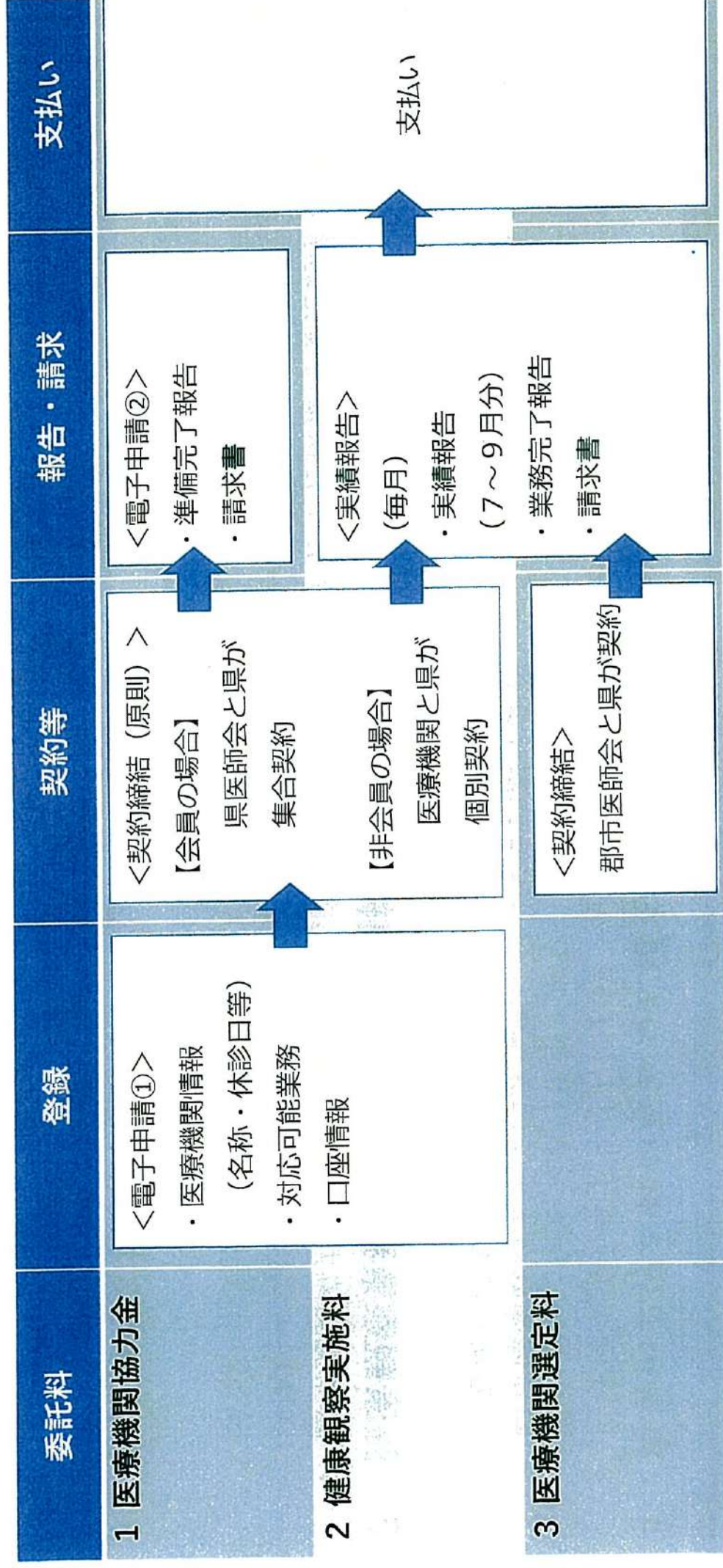
1日2回の健康観察（患者1人につき）： 1日当たり5,000円(税込)
(休診日のご対応)： 1日当たり7,500円(税込)

3 医療機関選定料

医療機関の選定をしていただける郡市医師会

患者1人あたり1,000円(税込)（濃厚接触者を除く）

登録から委託料支払いまでの流れ



ご登録いただいた後、事業開始前にセンターから各医療機関に連絡し、休診日等の確認いたします。

委託料について

1 患者の受け入れがなかった場合の医療機関協力金の取扱い

- 医療機関協力金（50万円）は、健康観察業務を実施するに当たり、医療機関で必要な体制を整えていただくための費用であり、患者の受け入れ人数に関わらずお支払いするものです。
- 医療機関協力金は1医療機関に対して1回限り支払うもので、仮に事業期間が延長された場合でも新たに支払うことはありません。

2 健康観察業務の実施に必要な体制について

- 医療機関協力金は、健康観察業務の実施体制を整えていただいた医療機関にお支払いしますが、健康観察業務の実施に必要な体制とは、例えば、健康観察に必要な聞き取り項目の整理、HER-SYSの研修実施、院内マニュアルの整備等を想定しています。

3 委託料の支払い時期

- 県への御請求後、1か月後を目安に御指定の口座に入金いたします。
- 健康観察実施料及び医療機関選定料は、7月～9月までの実績に基づき、一括でお支払いします。

3 医療機関の皆様をお願いしたい業務

医療機関の皆様をお願いしたい業務の内容

- 太枠内の業務は必ずお願いしたい業務です。
- その他の業務は御協力いただけたら医療機関にのみお願いしたい業務です。どの業務に御協力いただけるかは、登録申請時に選択式でお知らせください。
- 電話診療等の結果、医師が「入院が必要」と判断された場合は、センターに連絡していただき、その後の対応は県（政令中核市）が責任をもって行います。

業務内容 対象者	健康観察 (1日2回) ※電話診療を 実施した場合、 健康観察1回分と してカウント可	日中の 体調不良時の 電話診療・ 薬の処方	検体検査 ※陽性者の家族を 中心に3人程度 (陽性者1名当たり) ※PCRセンターで の検査も可	体調不良時の 外来診療	体調不良時の 往診	夜間の 緊急対応
軽症の 自宅療養者	○	○	—	○	○	○
体調が悪化した 宿泊療養者	—	○	—	○	○	○
濃厚接触者	—	○	○	○	○	○

外来診療や往診等、患者と対面が想定される業務に応じていただけたら医療機関には、カバーオールタイプ又はガウンタイプの個人防護具を県から提供いたします。

3-1 健康觀察

健康観察の対象となる患者

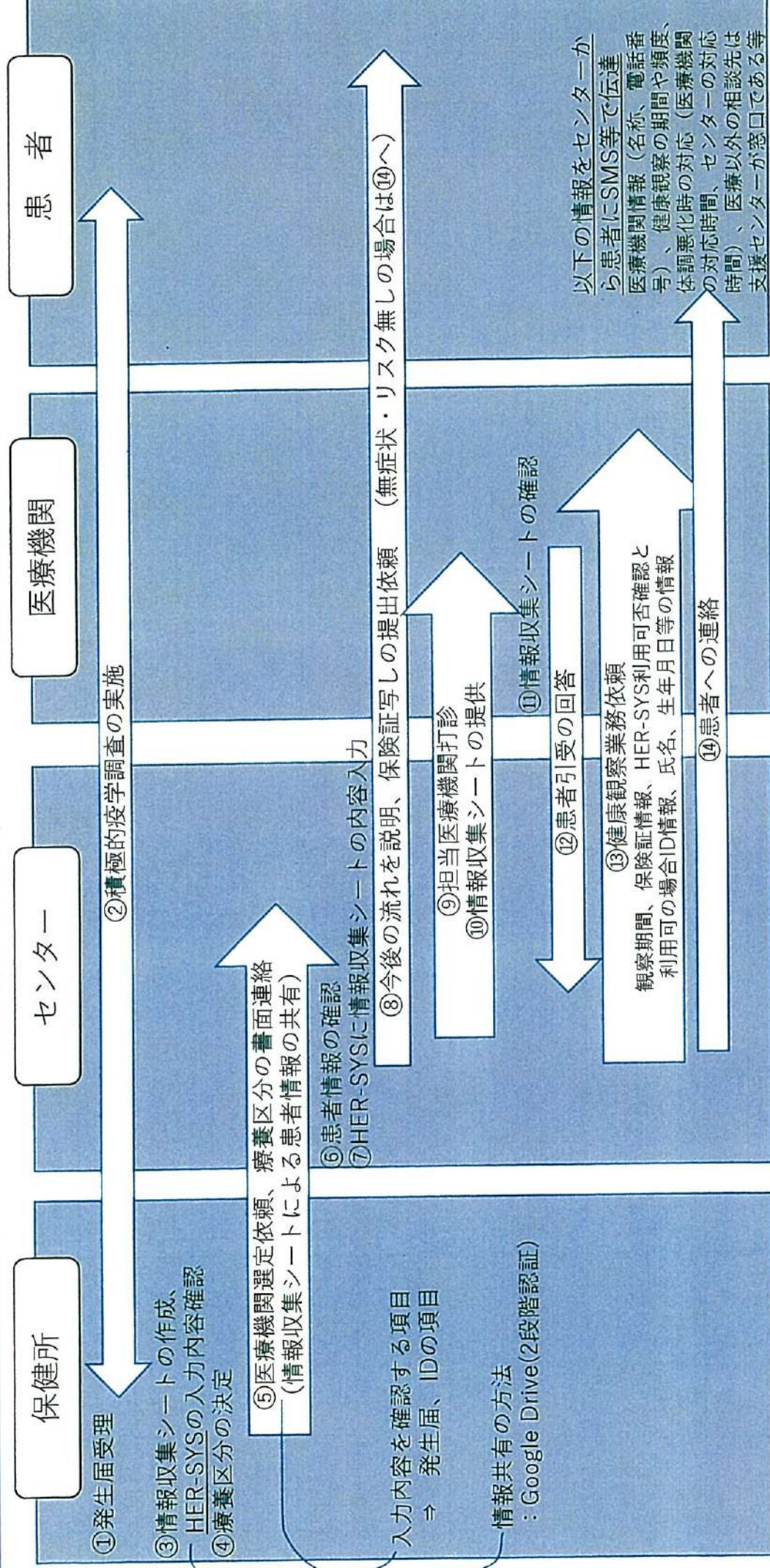
1 症状等

- 微熱があって咽頭痛がある
- 咳・鼻水症状がある
- 糖尿病などの基礎疾患がある など

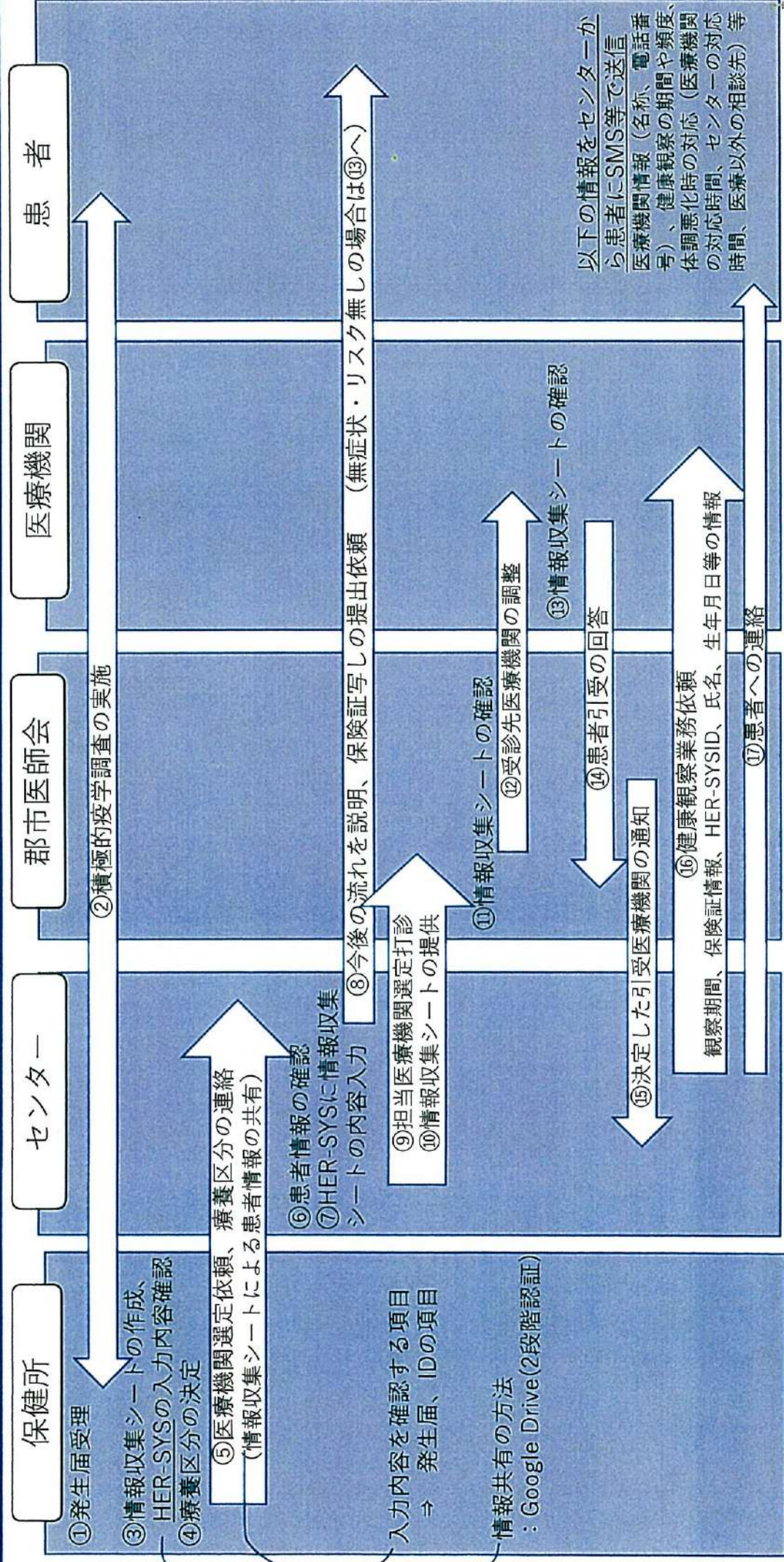
2 想定される患者数（全県ベース）

- 新規陽性者数が1日に100人の場合
100人のうち55%が自宅療養となり、そのうち35.8%が症状あり（実績ベース）
→ $100人 \times 55\% \times 35.8\% \div 20人/日$
 $20人/日 \times 30日 \div 600人/1か月$
- 協力医療機関数が600医療機関だとすると
1医療機関あたり、1か月に1人の患者の健康観察をお願いすることになります。

健康観察開始までのフロー *センターが医療機関を選定する場合



健康観察開始までのフロー * 郡市医師会が医療機関を選定する場合



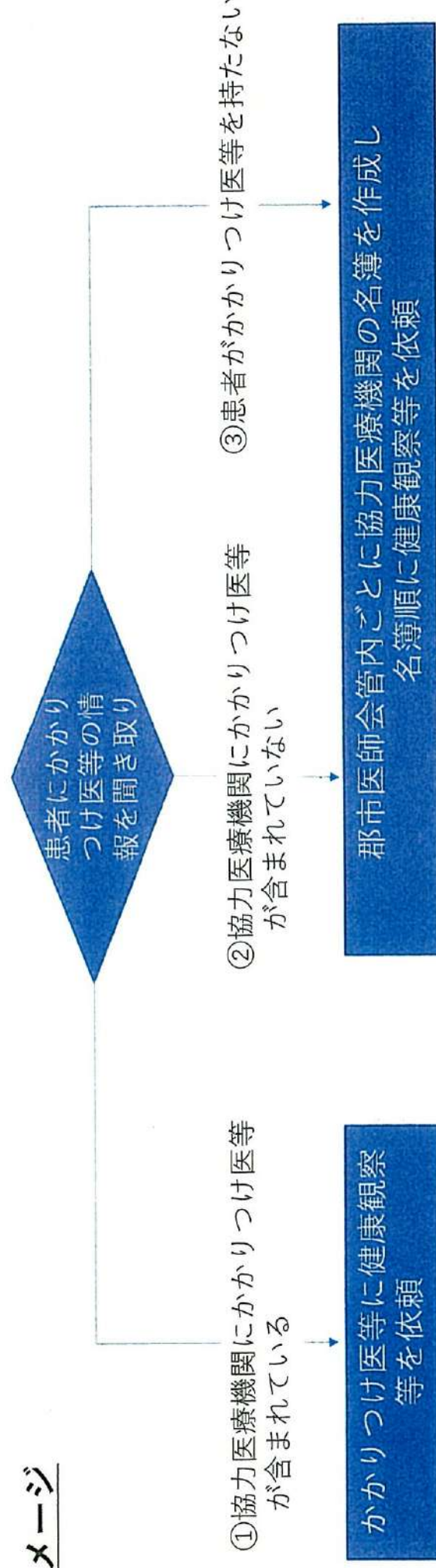
担当していただく患者の割り振りの考え方

基本的考え方

- 地域の患者を身近な医療機関に診ていただく体制としたいと考えています。
- このため、かかりつけ（検査医療機関を含む）に関わらず、患者の引受けをお願いしたいと考えていますが、次の場合などはセンター等が調整いたします。
 - ① 特定の医療機関に負担が集中している場合
 - ② 診療科の関係で当該患者を受け入れられない場合（小児科のクリニックが成人を受け入れる場合等）
 - ③ 医療機関の事情（多忙等）で健康観察や診療等の対応が難しい場合 など

※依頼した患者の引き受けを強要するものではありません。

イメージ



提供する患者情報

健康観察をお願いする際には保健所が作成する情報収集シートをご提供いたします。

【情報収集シートに含まれる主な項目】

- ① 患者氏名
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 身長
- ⑤ 体重
- ⑥ 基礎疾患
- ⑦ 既往歴
- ⑧ 食物アレルギー
- ⑨ 住所
- ⑩ 連絡先電話番号
- ⑪ 発症までの症状・経過

健康観察の進め方

1 健康観察の方法

- 1日2回の健康観察は、午前、午後で各1回、空いている時間に実施してください。センサーが健康観察の結果を医療機関に確認させていただくこともありしますので、午後の健康観察は18時までには終わってください。診療を行った場合、健康観察の1回分に代えることができます。

2 健康観察に使用する機器

- 健康観察は、患者との電話により実施していただくことを想定していますが、ZOOMなどのビデオチャットやテレビ電話など、電話以外の連絡手段を使っただいただいても構いません。
- HER-SYSには患者が自ら入力する機能（自動架電・My HER-SYS）があり、適宜ご使用ください。なお、この場合にも、1日1回は医師や看護師が電話でご対応くださるようお願いいたします。

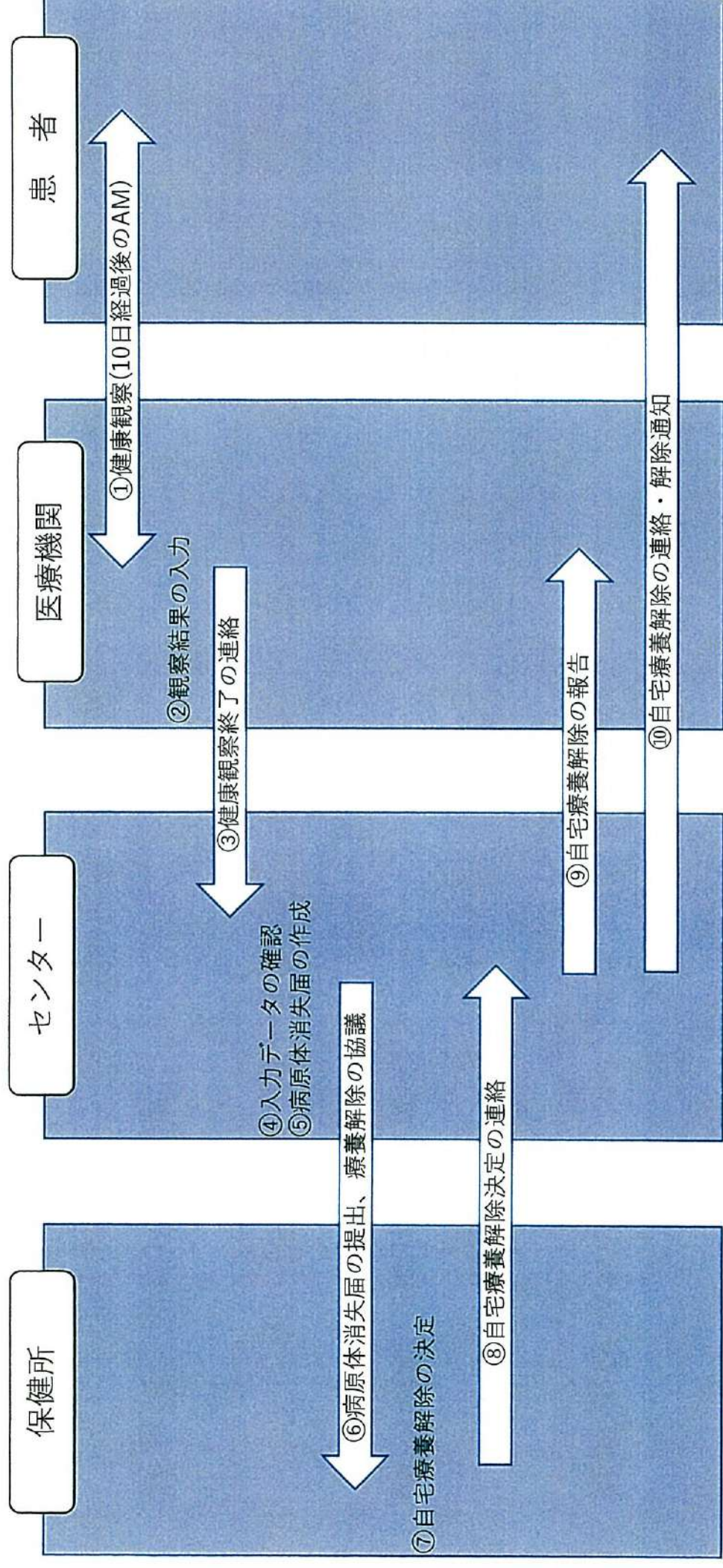
3 健康観察業務の実施者

- 1日に2回行っていただく健康観察については、看護師が行うことも可能ですが、できることから1回は医師が患者と話をしていただきたいと考えています。

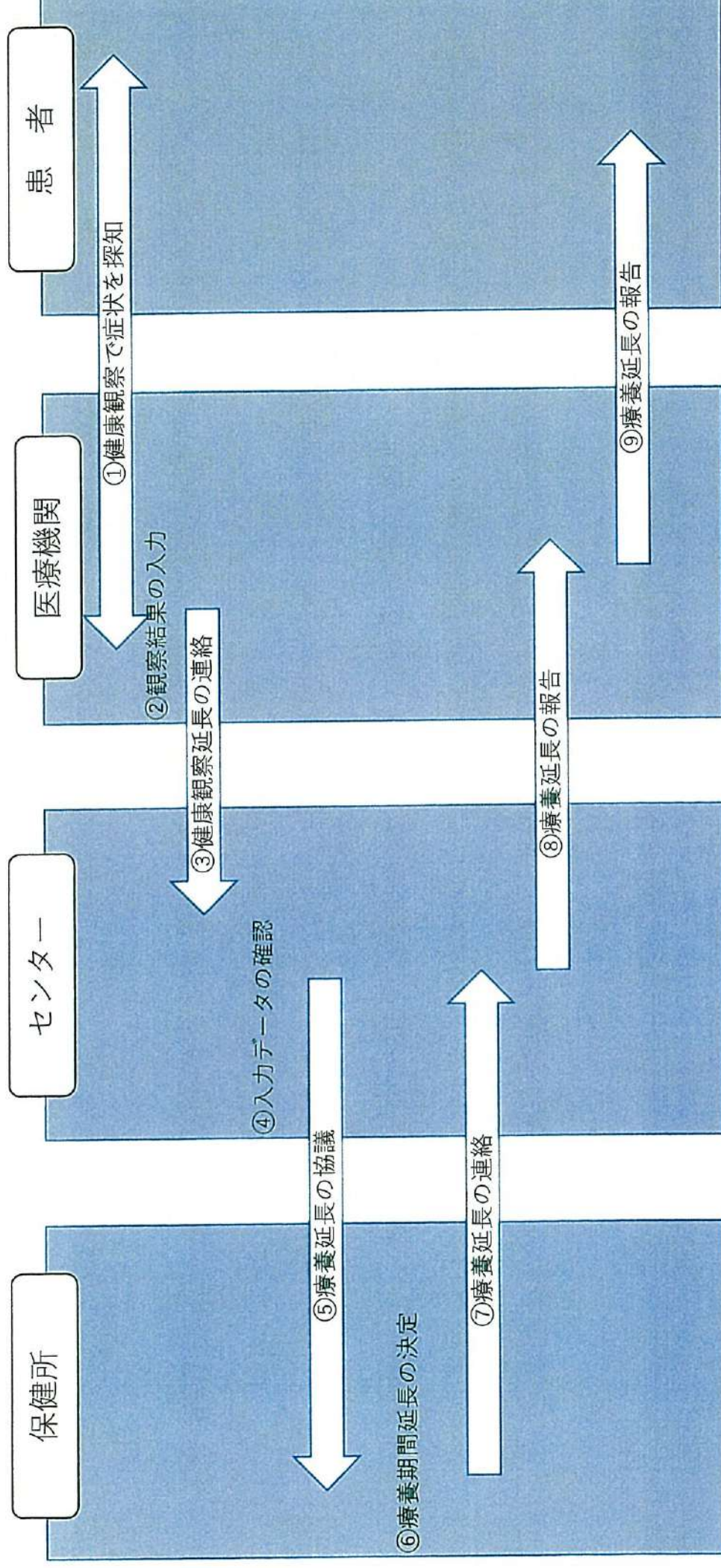
4 自宅療養者へのパルスオキシメーターの配布について

- 自宅療養者にはパルスオキシメーターを配布しており、自宅療養者は自分でSpO2を測れる体制となっています。

健康観察終了時のフロー



健康観察延長時のフロー



健康観察の期間について

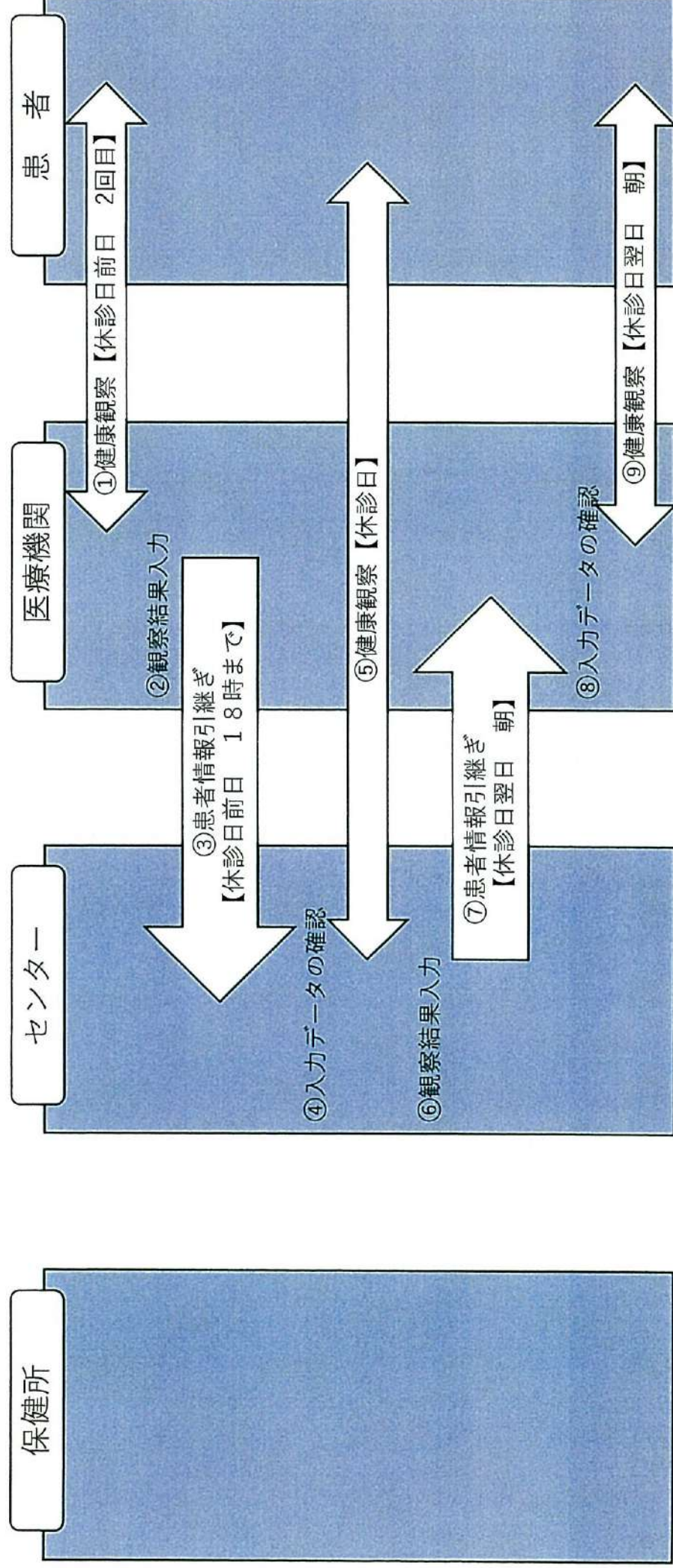
- 医療機関に患者の健康観察をお願いする際に、健康観察終了予定日をお知らせします。
- 健康観察は、通常の場合、発症後10日間経過し症状軽快後72時間経過すれば終了となりますが、途中で症状が出る等の変化があることも考えられます。
- 健康観察を予定どおり終了するかご不明な場合には、センターに御連絡いただければ、センター経由で保健所に確認するなど対応いたします。
- 健康観察終了に係る保健所の考え方を次頁に記載しましたので参考にしてください。

健康観察の終了に係る保健所の考え方

- 1 発症後 7 日後から解熱剤を服用しなくても解熱していたが、10 日目に 37.2 度の微熱があった。
 - 解熱剤を服用せずに平熱が 72 時間続くか確認している。平熱が続くことが確認できたときに健康観察期間を終了している。
- 2 発症後 10 日間経過。すでに解熱し、呼吸器症状もないが、味覚・嗅覚異常があり、倦怠感も続いている。
 - 退院基準は「発症から 10 日間を経過し、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること）後 72 時間経過していること」であるため、この場合は健康観察を終了する。
- 3 発症後 10 日間を経過しているが、咳や痰が続き、改善していない。
 - 呼吸器症状が改善していない場合は解除していない。しかし、基礎疾患に喘息や COPD など呼吸器疾患がある、喫煙しているなどの場合には、コロナ症状が改善していないのか否かの判断が難しいため、これまでの療養経過などを総合的に判断し、健康観察継続の要否を検討している。

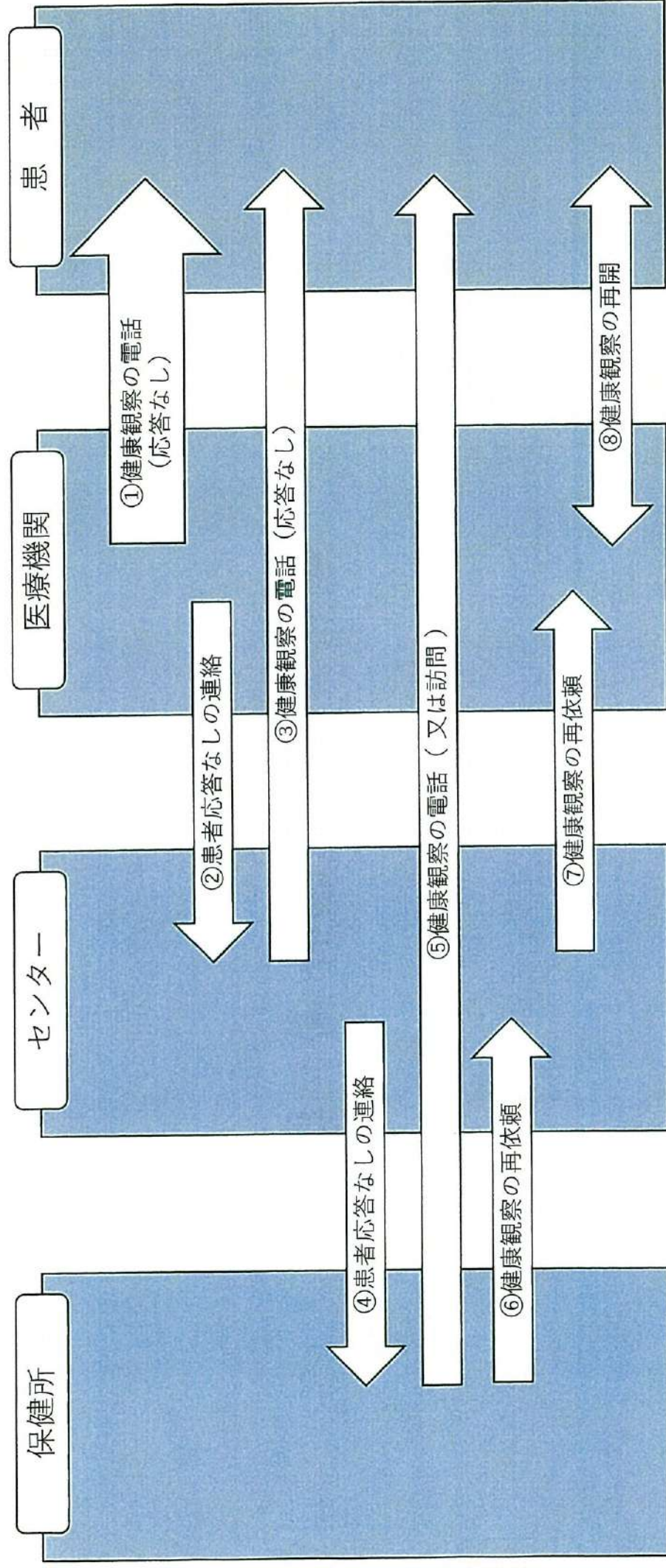
休診日の対応フロー

- 日曜日や祝日、お盆休みなど、医療機関での対応が難しい期間の健康観察はセンターで対応します。
- 休診日前日の健康観察が終了したら、18時までにはセンターに御連絡ください。



患者の応答がない場合のフロー

➤ 患者本人に何度か電話をかけてもつながらない場合には、センターに御連絡ください。



3-2 体調不良時の対応

体調不良時の対応について

1 診療について

- 健康観察中の患者さんの体調が悪化した場合は、必要に応じて診療や薬の処方をしてください。診療は主に電話診療を想定していますが、対面診療や往診も可能です。

2 保険証について

- センターが患者と連絡をとる際、保険証の写真の送付や電話での聞き取りにより患者から保険証情報を取得します。取得した保険証情報を担当の医療機関に提供します。

3 健康観察と保険診療の境界について

- 保険診療はあくまでも患者の申し出によるものであるため、患者から電話をかけてもらうか、健康観察の際に保険診療に移行する旨を患者に説明し、患者の了解を得ていただくことが必要です。

4 患者からの問い合わせ対応について

- 患者からの問い合わせ対応は診療時間内のみで構いません。
- 医療に関する相談ではない問い合わせの場合は、センターに連絡するよう患者に御案内ください。
- 診察中に患者から急に電話が入った場合は、電話診療が可能な時間を患者に伝えてください。

電話診療実施に係る準備について

1 事前の準備

①オンライン診療研修の受講

以下のページから受講できますので、未受講の場合は、電話診療を実施する前に受講をお済ませください。
厚生労働省の研修ページ



<https://telemed-training.jp/entry>

②電話や情報通信機器を用いた診療を実施する旨、埼玉県医療整備課医務担当に報告してください。

報告方法や様式は、以下のURLから確認できます。

県医療整備課 ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html>



2 電話等で初診を行った場合の事後の手続き

電話や情報通信機器を用いた初診を実施した場合には、実施状況を報告（毎月）してください。

報告方法や様式は、以下のURLから確認できます。

県医療整備課 ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/tel-online-shinryo.html>



3 ご留意いただきたいこと

- ①麻薬及び向精神薬は処方できません
- ②診療録等により当該患者の基礎疾患情報が把握できない場合、処方日数は7日間が上限です
- ③診療録等により当該患者の基礎疾患情報が把握できない場合、薬剤管理指導料「1」の対象となる薬剤は処方できません

薬の処方について

1 薬の受け渡し

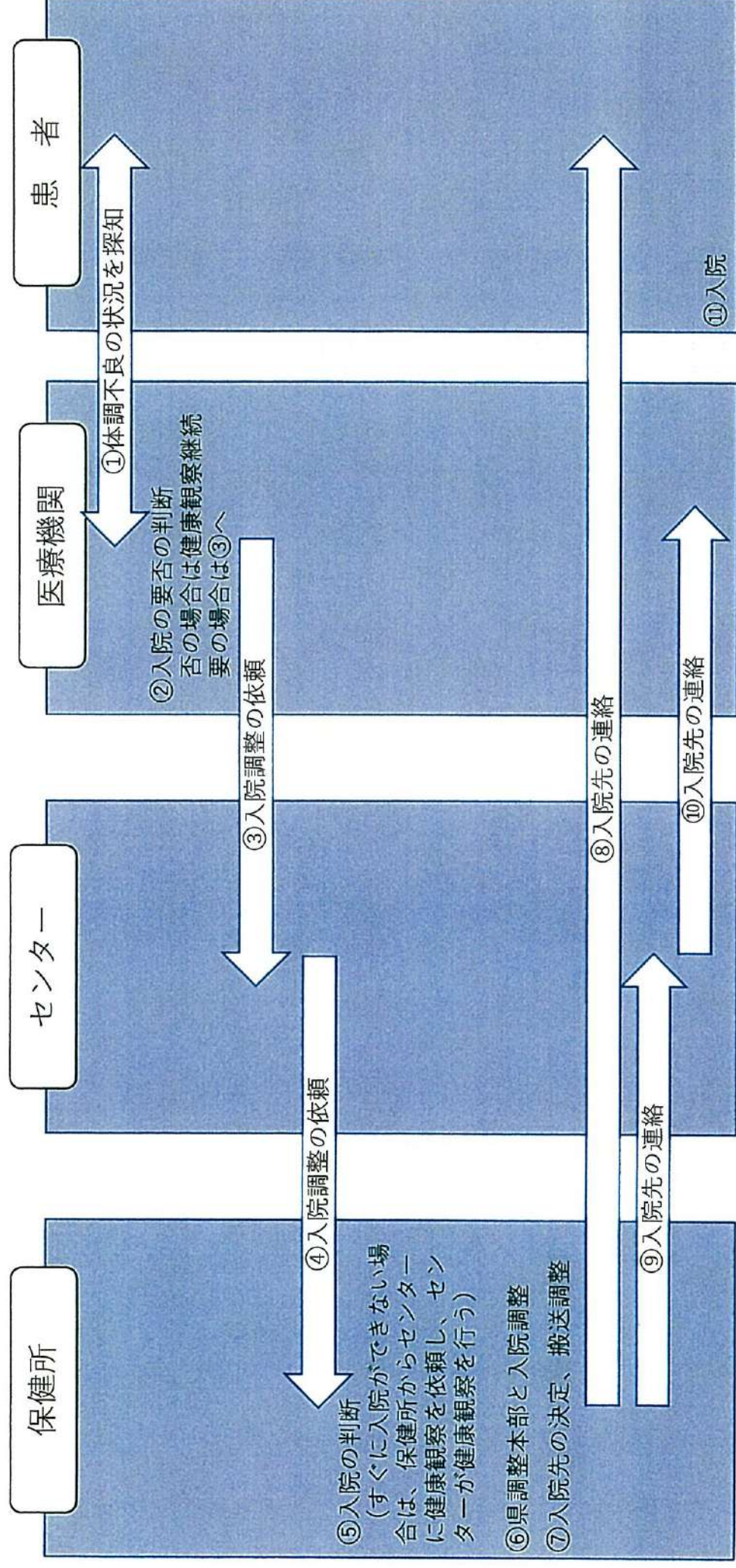
- 県薬剤師会の御協力をいただき、薬を患者宅に配薬できる薬局や宅配便の利用ができる薬局のリストを作成中です。
- 処方の際は、患者のかかりつけ薬局かリストにある薬局に処方箋をFAXしてください。
- また、患者と同居していない親族が最寄りの薬局に薬を取りにいくことも想定されますので、そうした対応が可能か患者に確認してください。
- なお、薬の配送に御協力いただける薬局には、協力医療機関のリストを提供する予定です。

2 薬の公費負担の範囲

- 新型コロナウイルス感染症に関する医療として処方された薬は公費負担の対象となりますが、それ以外の処方に関しては、公費の対象にはなりません。

自宅療養者の入院フロー

➤ 患者の入院が必要と判断された場合は、下記のフローで御対応ください。



入院判断の基準について

県入院調整本部では、右の基準により入院の判断をしますので、御判断の参考にしてください。

なお、運用実績などを踏まえ、基準については適宜見直していく可能性があります。

項目		スコア
検査所見 及び症状	酸素飽和濃度 (SpO2) $\leq 93\%$	6点
	$< 96\%$	2点
	肺炎像 (X-P・CT) が広範囲 (両肺かつ2分の1以上)	6点
	広範囲ではない	2点
	37.5度以上の発熱が6日以上持続 (又は38度以上が3日持続) *発熱は、解熱剤使用の有無を問わず持続している場合を指す。	6点
+	呼吸苦又は激しい咳症状の持続	4点
	強い倦怠感 (食欲不審や下痢等を伴っている可能性が高い場合)	2点
リスク因子		スコア
分類	妊娠37週以降の妊婦	7点
	透析	
	免疫抑制剤使用中	
	悪性腫瘍に罹患して治療中	
	65歳以上	2点
	肥満 ($\geq \text{BMI}30$)	2点
	造血幹細胞移植・骨髄移植・原発性免疫不全・	2点
	HIV ($\text{CD4} < 200 \mu\text{L}$)	
	糖尿病 (ただし、コントロール不良時 ($\text{HbA1c} > 8.0\%$) は「3点」とする)	2点 (3点)
	睡眠時無呼吸症候群 (SAS)	2点
基礎疾患等	慢性呼吸器疾患 (気管支喘息含む)	2点
	重症の心血管疾患 (冠動脈疾患、心筋症など心不全を伴う)	2点
	高度慢性腎臓病 (GFR30未満が目安)	1点
	コントロール不良高血圧	1点
項目		スコア
その他	男	1点
	単身者	1点

有症状かつスコア合計1点*以上は入院調整対象
*ただし、「その他」のみ点数が入る場合は、対象外とする。

病床使用率60%以上となった場合は6点以上が入院調整対象

ただし、スコアの点数によらず医師が入院を必要と判断する場合は入院調整を行う。

入院できない場合の対応等

1 入院相当の患者が入院できない場合の対応

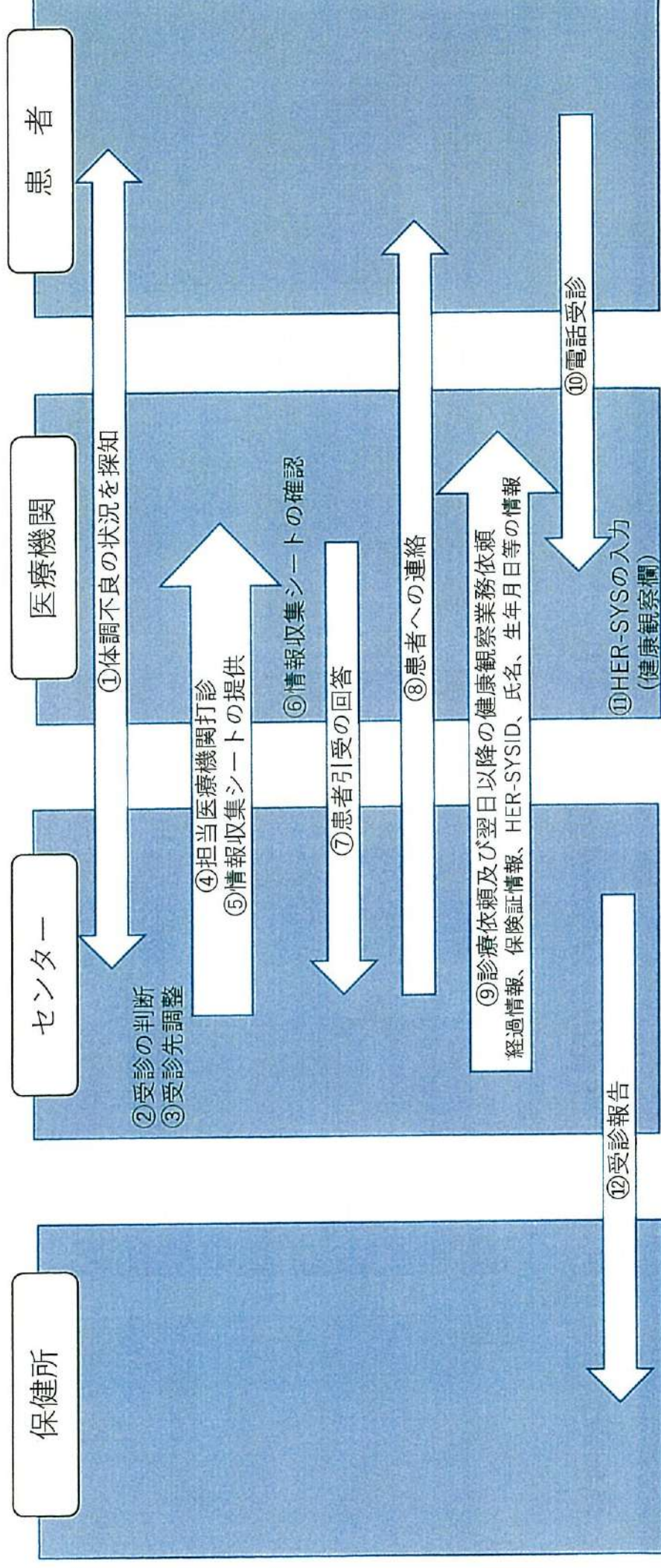
- 電話診療等の結果、医師が「入院が必要」と判断された場合は、センターに御連絡ください。
- その後の対応は県（政令中核市）が責任をもって行います。
- 入院相当の患者が入院できなかった場合は、センターと提携する医療機関のほか、患者への往診などにご協力いただける医療機関のお力を借りながら、県（政令中核市）が責任をもって対応します。

2 患者の体調悪化時の医師の責任について

- 通常の診療と同様に、健康観察時点で患者の急変が予見できないのであれば、不可抗力として医師の責任は問われないと考えています。委託者である県も責任をもって対応します。
- 適切に健康観察等を実施していたことを、HER-SYS等に記録していただくようお願いします。

無症状患者の体調不良時のフロー

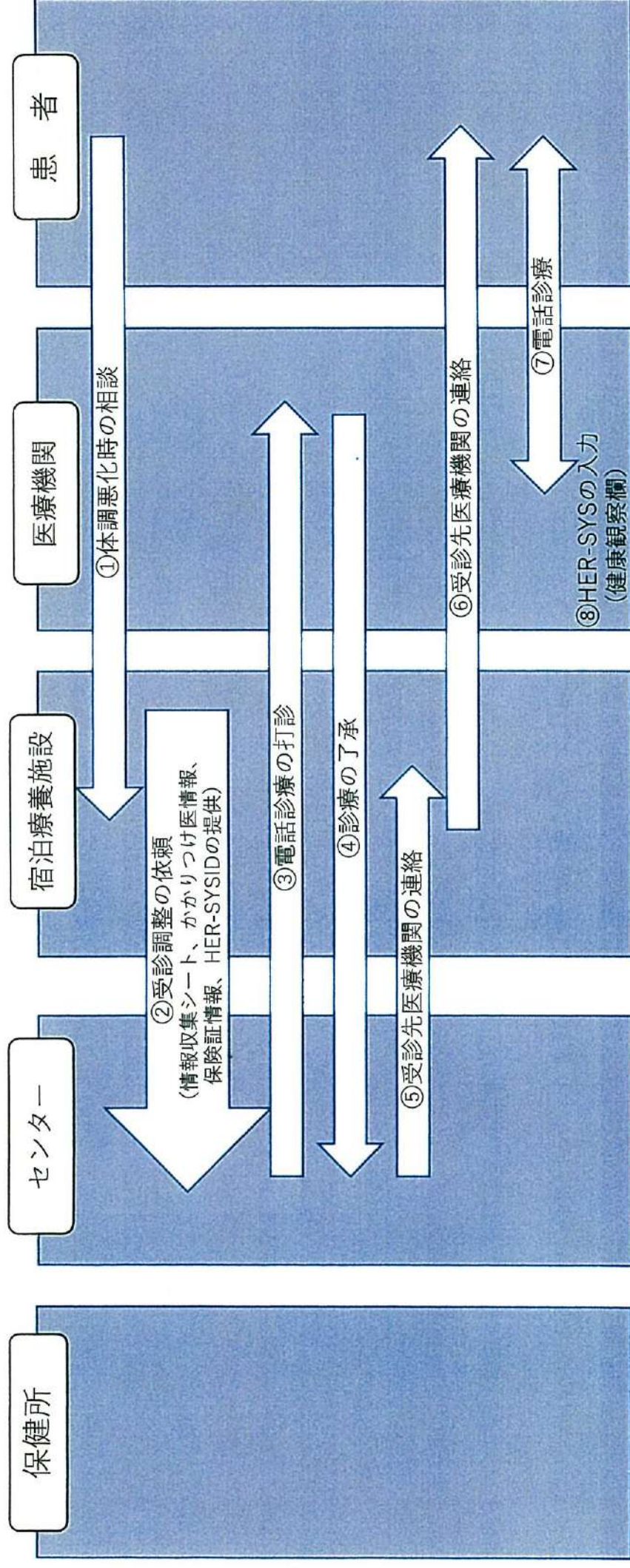
➤ 無症状者の体調不良時は、下記のフローで御対応ください。



※郡市医師会が医療機関を選定する場合は、センターが郡市医師会に医療機関の選定を依頼する。
 ※健康観察の主体は、電話受診の翌日から医療機関となる。

宿泊療養患者の受診フロー

➤ 宿泊療養患者の受診時は、下記のフローで御対応ください。



※郡市医師会が医療機関を選定する場合は、センターが郡市医師会に医療機関の選定を依頼する。

3-3 濃厚接触者の検体検査等

濃厚接触者への対応について

1 濃厚接触者の健康観察

- 濃厚接触者への健康観察をしていただく必要はありません。

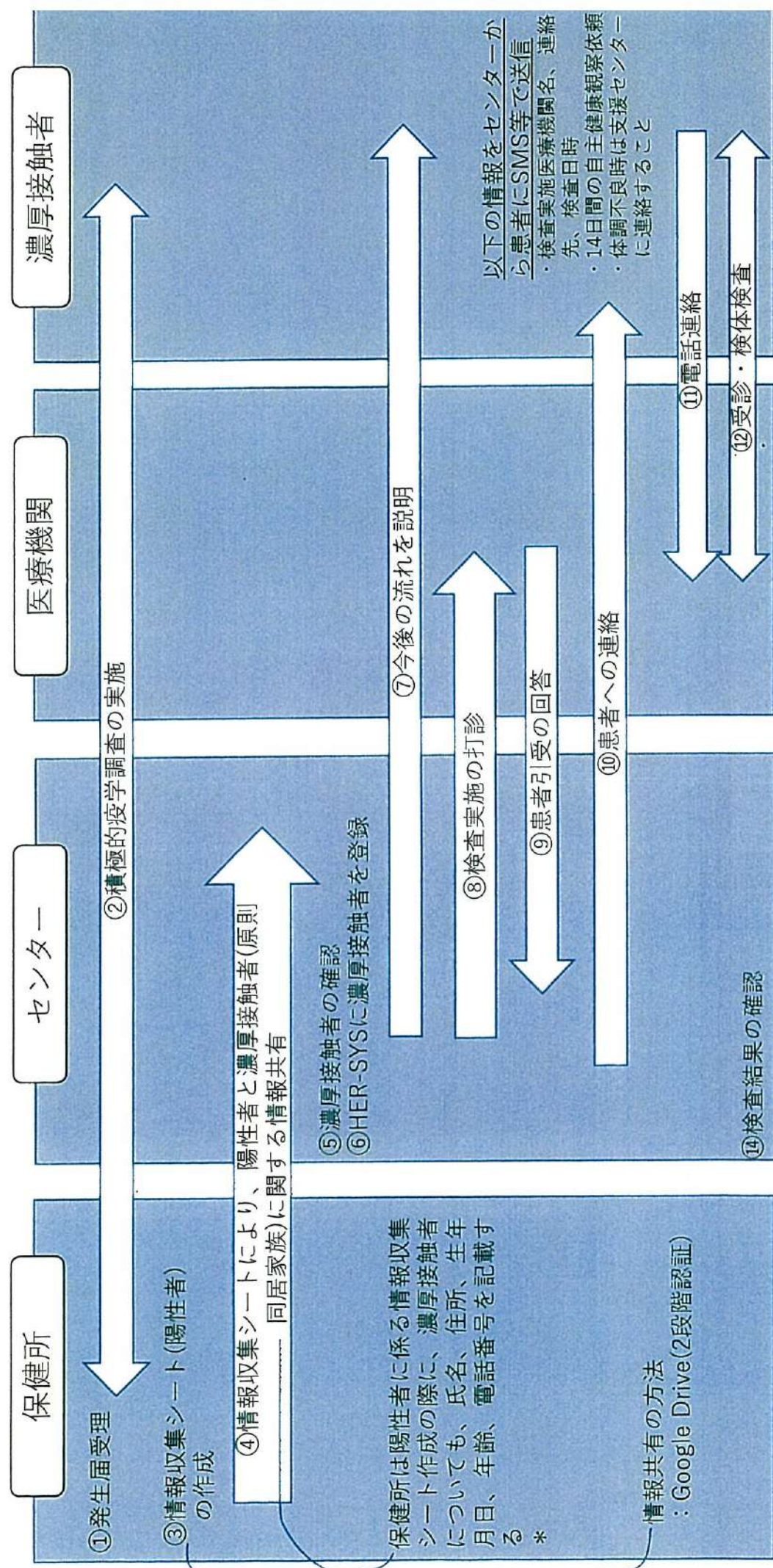
(現状と変更ありません。経過観察中の濃厚接触者の連絡先は支援センターにいたします。)

- 健康観察をお願いするのは、陽性患者だけです。
- 医療機関に検体検査や体調不良時の診察をお願いする濃厚接触者は、患者の同居家族です。

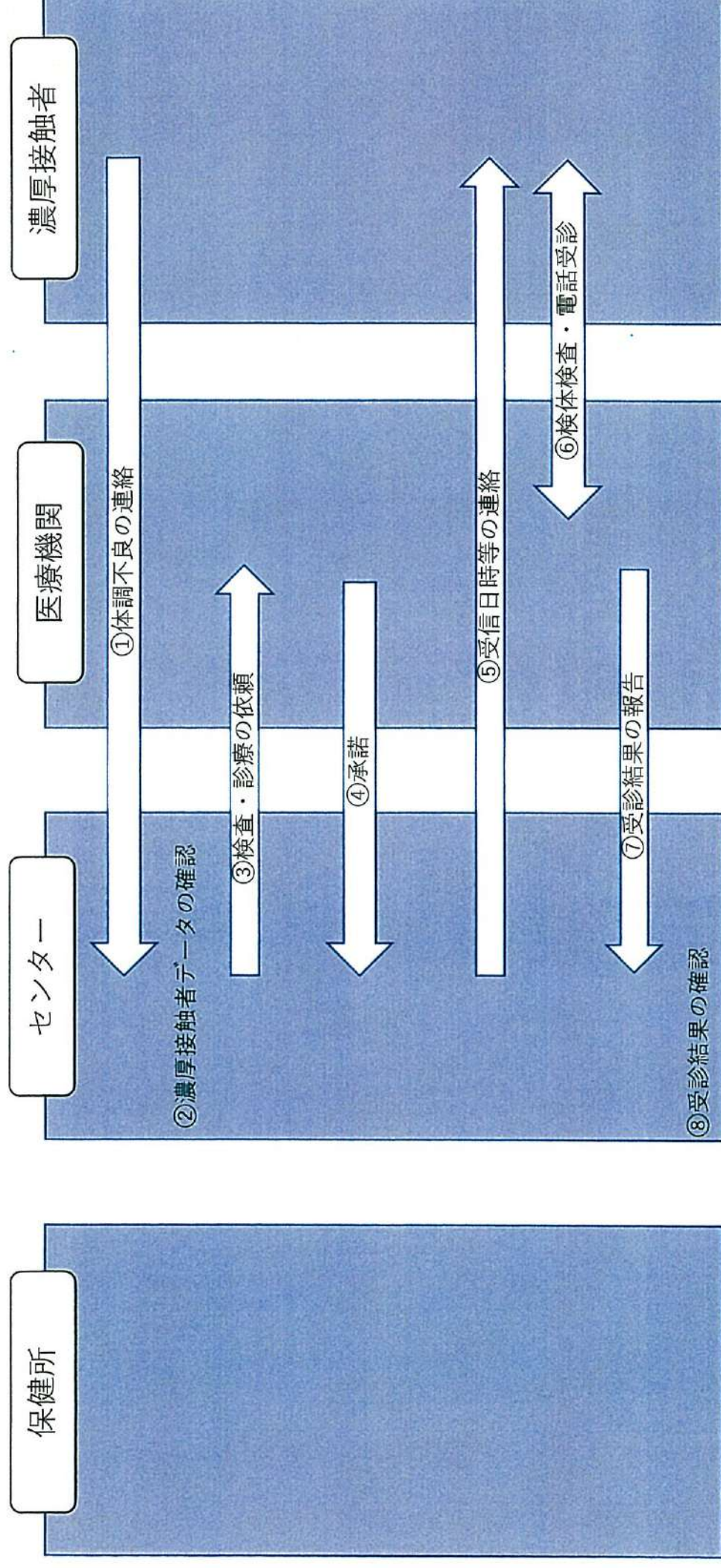
2 医療費の自己負担について

- 濃厚接触者の医療費については、検査料と判断料が公費負担の対象となりますが、初診料等は公費負担の対象とならず、患者の自己負担になります。

濃厚接触者の検体検査のフロー



一 口時の不良調整の接触厚



4 HER-SYSの利用

HER-SYSについて

1 HER-SYSの利用について

- 医療機関やセンター、保健所での情報共有を図るため、健康観察や診療結果については、HER-SYSへの入力をお願いします。
- HER-SYSの入力が難しい場合は、別途紙の様式を用意しますので、そちらに御記入いただき、FAX等でセンターに送付してください。

2 HER-SYS操作マニュアルについて

- 参加いただいた医療機関にはHER-SYSの操作マニュアルを提供します。
 - HER-SYSの操作方法については、厚生労働省のヘルプデスクでも丁寧に教えてもらえます。
- ヘルプデスク(受付時間 月～金(土日祝を除く平日) 9:00～18:00)

メール: helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

電話: 03-6877-5154

5 埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターについて

センターの概要

1 組織・体制

- センターの運営は他の自治体で類似の業務を行った実績のある企業に委託します。
- センターでは、1日あたり最大で延べ60名程度看護師が勤務し、24時間体制で患者の相談に応じるとともに、健康観察や受診調整等を行います。
- センターは医療機関と連携し、夜間も含めて緊急時に対応できる体制を整えます。

2 センターへの連絡体制

- センターには、患者からの相談用も含めて電話回線を30回線用意する予定です。
- また、医療機関からの電話がつかないことがないよう、専用の電話回線を設けます。

3 医師からセンターへの相談

- 患者の状態に不安がある場合などは、センターに御相談ください。センターが保健所とも連携を図りながら、対応を検討します。

事業に関するお問い合わせ

1 協力医療機関の登録・委託契約に関すること

保健医療部国保医療課

電話 ●●●● (受付時間 平日●●：●●～●●：●●)
メール ●●●●

2 その他事業全般に関すること

保健医療部感染症対策課

電話 ●●●● (受付時間 平日●●：●●～●●：●●)
メール a7500-08@pref.saitama.lg.jp

資料 2

感対第 号
令和3年6月 日

各 郡 市 医 師 会 長 様

埼玉県保健医療部長
(公印省略)

宿泊・自宅療養者に対する医療提供体制の強化に係る アンケートについて（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、今後の感染拡大に備え、貴会の御協力をいただきながら、宿泊・自宅療養者に対する医療提供体制の強化を図る事業の準備を進めています。この事業では、それぞれの患者さんに対して、健康観察等を行っていただく医療機関を選定する必要があります。

予算要求の際は、貴会に医療機関を選定していただくことも想定しておりましたが、御協力いただくことが難しいというご意見を多数頂戴しているため、改めて貴会の御意向を確認したいと考えております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、医療機関の選定につきまして、御協力の可否を6月25日（金）までに、下記担当あてお知らせくださるようお願いいたします。（既に御意向をお伺いしている場合は、回答不要です。）

なお、貴会に医療機関選定をお引き受けいただくことが難しい場合は宿泊・自宅療養者支援センターが医療機関の選定を担当します。

担当 感染症対策課 飯澤、利根川
電話 048-830-7500
E-mail a3510@pref.saitama.lg.jp